財務副大臣　愛知治郎
（大臣官房審議官）財務事務官　武内良樹
（欧州復興開発銀行理事）同　古井俊之
欧州復興開発銀行総務会第二十三回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十六年五月二十九日までとする（各通）（五月九日）

人事院

（給与局給与第一課給与調査官）役田　平内閣官房に出向させる（併任）（五月十二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月八日午前九時四十五分御出門、こどもの日にちなみ、葛飾区立花の木小学校（葛飾区）へ行幸啓、午後零時三十三分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録海技免状失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の二の規定により次の海技免状失効再交付講習を登録したので、同規則第九条の七の四により準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録年月日　平成二十六年四月三十日
(二) 登録番号　海失講第十一号
(三) 登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　公益財団法人日本船員雇用促進センター
(四) 住所　東京都中央区明石町一番二九号
(五) 代表者の氏名　宮原　耕治
(六) 登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地　公益財団法人日本船員雇用促進センター　東京都中央区明石町一番二九号

公告

諸事項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成26年４月30日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成26年５月13日

東京法務局長　石田　一宏

記

氏名　萩原　知
所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会
登録番号　東京第4631号
事務所の所在地　東京都足立区西新井五丁目42番12号
違反行為　品位保持義務違反等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成26年４月30日から３か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成26年５月13日

東京法務局長　石田　一宏

記

氏名　高橋　藤男
所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会
登録番号　東京第4815号
事務所の所在地　東京都足立区青井二丁目28番12号
違反行為　品位保持義務違反

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年５月13日

東北地方整備局長　小池　剛

1　処分をした年月日　平成26年４月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　白河基礎重機株式会社　市川三喜男　福島県白河市白坂勝多石73―1　国土交通大臣許可（般―21）第18299号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年５月13日

東北地方整備局長　小池　剛

1　処分をした年月日　平成26年４月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　樋下建設株式会社　樋下　光　岩手県盛岡市菜園一丁目６番３号　国土交通大臣許可（特―21）第20821号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年５月13日

東北地方整備局長　小池　剛

1　処分をした年月日　平成26年４月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　環清工業株式会社　青山　武　山形県酒田市浜中字八間山135―1　国土交通大臣許可（般・特―21）第20806号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、造園工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年３月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人堀田健が辞任したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

平成２４年（家）第９７号

申立人　職権
本籍北海道増毛郡増毛町箸別669番地、最後の住所北海道増毛郡増毛町南畠中町１丁目28番地の２、死亡の場所札幌市白石区、死亡年月日平成22年８月25日、出生の場所青森県北津軽郡七和村、出生年月日昭和９年８月14日、職業不明
被相続人　亡　山田喜代志
事務所北海道留萌市花園町２丁目２番13号信和商事ビル２階４号室オロロンひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　成田　騎信

旭川家庭裁判所留萌支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第９０１５号

事務所秋田市山王新町４番39号司法書士皆川明事務所
申立人　皆川　明
本籍秋田県由利郡鳥海町小川字下新沢66番地、最後の住所秋田県由利郡鳥海町小川字下新沢131番地１、死亡の場所秋田県本荘市、死亡年月日平成10年９月12日、出生の場所秋田県由利郡川内村、出生年月日昭和27年11月８日、職業農業
被相続人　亡　今野　和秋
催告期間満了日　平成26年11月21日

秋田家庭裁判所本荘支部